

小松法人会 だより

第119号

令和2年1月1日発行

発行者：公益社団法人 小松法人会
編集：広報委員会
地域：小松市・加賀市・能美市・能美郡
事務局：小松市園町二の1 小松商工会議所内
TEL0761-24-2624 FAX0761-23-3825
E-mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp

新春のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年、当法人会の運営や事業活動等が円滑かつ着実に実施することができましたことは、会員の皆様方をはじめ役員各位並びに税務当局や関係団体各位の深いご理解と暖かいご支援の賜であり心から感謝申し上げます。

さて、我が国の経済は、消費税引上げの影響や人手不足の深刻化、原材料費の上昇、貿易摩擦の激化や世界経済の動向など、先行きに不透明感が高まっております。そうした中であって北陸では、依然として北陸新幹線の開業効果や敦賀までの延伸工事に伴う経済効果が、一服感はあるものの引き続き続いているのではないかと思います。

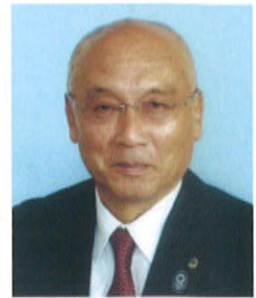
加えて今年の干支である「子」は「ねずみ算」という言葉があるとおり、「子年は繁栄」と言われております。本年は東京オリンピック・パラリンピックが開催され、その経済効果にも大いに期待できるところです。

令和の時代、最初の新しい年が会員皆様の事業がますます発展される年となることを願っております。

ところで、当小松法人会は、平成24年9月に新公益法人に移行してからこれまで、公益社団法人として、地域の健全な発展等のために公益事業を主体とした事業への実践に組織一丸となって取り組んでまいりました。

令和2年におきましても、「法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する、経営者の団体である」との法人会の「理念」に沿って、より一層公益社団法人として、租税教室、社会貢献活動、講演会活動等といった公益性の高い社会のニーズに応えられる事業に積極的に取り組み、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献してまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方には、本年も旧年に倍しまして、法人会活動に深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様方のますますのご健勝と会員各社の事業のご発展並びにご家族のご健勝を心から祈念いたしますとともに、関係ご当局、友誼団体の変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人小松法人会
会長

小前田 彰



〈石川県・各市町からのお知らせ〉

個人住民税の特別徴収完全実施のお知らせ

事業主のみなさまへ

石川県内のすべての市町は、個人住民税の特別徴収完全実施に取り組んでいます！

～個人住民税の特別徴収とは～

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町民税+県民税)を徴収(給与天引き)し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

なお、従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受け、年12回の納期を年2回とする納期の特例制度があります。

〈お問い合わせ先〉	◎手続について	小松市税務課	TEL:0761-24-8030
		加賀市税料金課	TEL:0761-72-7815
		能美市税務課	TEL:0761-58-2206
		川北町税務課	TEL:076-277-1111
	◎取組について	石川県総務部税務課	TEL:076-225-1271



年頭のごあいさつ



小松税務署長
蛸谷 栄三郎

令和2年の新春を迎え、公益社団法人小松法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、皆様方には、平素より税務行政に対しまして、格別の御理解と多大なる御協力を賜っており、この紙面をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

小松法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及や納税意識の高揚を図るための啓発活動に熱心に取り組まれるとともに、租税教育活動や地域に密着した社会貢献活動に多大な貢献をいただいております。

これもひとえに、小前田会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の御熱意と御努力の賜物と深く敬意を表する次第でございます。

ところで、皆様すでに御承知のとおり、昨年10月には消費税率の引き上げと同時に軽減税率制度が導入されました。複数税率に対応した請求書等の交付や保存が必要となることから、多数の事業者に影響を与えるものであり、今後も軽減税率制度の円滑な実施に向けて、引き続き制度の周知・広報並びに初回の申告を見据えた指導や相談対応など早期定着に向けたきめ細やかな対応などに取り組んでいくこととしております。

皆様方におかれましても、着実な制度の定着に、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

まもなく、令和元年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も、国税庁ホームページ上の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、「ID・パスワード」を利用すれば、マイナンバーカードをお持ちでない方でもe-Tax送信をすることができます。

また、令和2年1月から、スマートフォンを利用した「マイナンバーカード方式」による申告が可能となるとともに、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマートフォン専用画面を御利用いただける方の範囲が広がり、より便利になります。

会員の皆様方には、御自身の申告のみならず、御家族並びに社員の方々の確定申告にもスマートフォン等によるe-Taxの御利用を周知していただければ幸いです。

結びに当たりまして、小松法人会のますますの御発展と、新しい年が会員皆様方及び御家族の方々にとりまして、穏やかで幸多き年となりますようお祈り申し上げまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



令和元年分 申告所得税・復興特別所得税及び消費税・地方消費税 (個人事業者)の申告と納税は正しくお早めに

申告所得税及び復興特別所得税の場合

申告と納付の期限は
3月16日(月)
振替利用者の振替納付日
4月21日(火)

消費税及び地方消費税の場合

申告と納付の期限は
3月31日(火)
振替利用者の振替納付日
4月23日(木)

「令和2年度税制改正に関する提言」の内容を報告

第36回法人会全国大会「三重大会」が10月3日(木)、津市産業・スポーツセンターで開催され、小前田会長以下4名が参加しました。

大会は、第一部で伊勢神宮 広報室広報課長 音羽 悟氏の「皇室と神宮」と題した記念講演が行われ、第二部の式典では、小林栄三全法連会長の主催者挨拶、星野次彦国税庁長官らの来賓挨拶の後、「令和2年度税制改正に関する提言」の報告、青年部会による租税教育活動の報告、大会宣言等が行われて、式典は滞りなく終了しました。

② 令和2年度税制改正に関する提言(要約)は11月に送付いたしました全法連機関紙「ほうじん(秋号)」に掲載されています。また、提言内容の詳細および具体的意見等については、全法連ホームページ「税の提言活動」のコーナーをご覧ください。
<http://www.zenkokuhoinikai.or.jp>



〇税制改正要望活動

小松法人会では、10月3日(木)に第36回法人会全国大会で報告された「令和2年度税制改正に関する提言」の内容をもとに作成された『令和2年度税制改正に関する提言書』を10月31日(木)に和田市市長並びに出戸小松市議会議長に提出して陳情活動を行いました。

また、同日には当地区選出の佐々木紀衆議院議員に対しても提言書を託し(秘書手渡し)、中小企業の立場から税制改正等を訴えました。

令和2年度 税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!

地域社会貢献活動

〇各商工会議所・商工会との共催による講演会を実施

地域社会への貢献事業として、小松法人会と各商工会議所・商工会との共催による講演会を各支部で実施しました。多数の方の聴講ありがとうございました。

講演会の詳細は左記のとおりで、当日は、各会場において「消費税の軽減税率ケース別のQ&A」をはじめとする税に関する各種の小冊子等を希望者に無料で配付しました。

開催日	商工会議所名等	講師・演題
10月23日(水)	川北町商工会(川北町文化センター)	(株)Gentle 代表取締役 中村 成博氏 「人間関係が良好になる5つの秘訣」 「人間関係良好の秘訣」 ここにあり!
10月29日(火)	加賀商工会議所(ホテル・アローレ)	作家・ジャーナリスト 門田 隆将氏 「激動日本とリーダーの本義」 「その時、リーダー達は、どう決断したのか」
11月18日(月)	小松商工会議所(小松商工会議所)	同志社大学法学部教授 村田 晃嗣氏 「激動する世界情勢と日本の課題」
12月7日(土)	能美市商工会(辰口福祉会館)	NHK相撲解説者 舞の海 秀平氏 「可能性への挑戦」 「舞の海が語る大相撲の裏話」

青年部会だより

○全国青年の集い「大分大会」に参加

青年部会（鹿田稔夫部会長）では、11月7日（木）・8日（金）に大分県大分市において開催された第33回法人会全国青年の集いに、鹿田会長以下5名が参加しました。

【沸き上がれ！未来を動かす熱きパワー「豊の国おいた」からの第一歩】のスローガンのもと、全国から約1800名の青年会員が参加した大会では、租税教育活動を通して日本の次代を担っていく子供たちに税の仕組みや税の大切さに加えて税の使われ方（社会保障制度）をこれからのようについてつたえていくのか等について活発に話し合われました。



女性部会だより

○老人施設を慰問

女性部会（加納陽子部会長）では、毎年、老人施設の慰問活動を行っています。

本年度は、9月10日（火）に部会員9名が能美市のケアホーム「杜の郷能美」を訪れ、入所者と一緒に

タオルを使う、体操やミニゲーム、合唱を行うなど楽しひひと時を過ごしました。



○除草作業に汗

女性部会では、毎年、春と秋の2回、社会貢献活動の一環として除草作業に取り組んでおり、秋の除草作業を10月7日（月）に小松市、加賀市、能美市の3ヶ所で部会員らが作業に汗を流しました。

租税教育活動

○小学生の「租税教室」（4校10回）を開催

小松法人会（青年部会、女性部会）では、次代を担う子供たちに租税の意義や役割を正しく学んでもらうための租税教育活動を活動の大きな柱と位置付けており、本年度も小学生6年生を対象に租税教室を開催しました。

租税教室の実施状況

開催日	学校名
12月3日（火）	粟生小学校（2回）
12月5日（木）	山代小学校（3回）

開催日	学校名
12月10日（火）	串小学校（2回）
12月10日（火）	辰口中央小学校（3回）

授業では会員が税に関する紙芝居やクイズを織り交ぜながら税金の仕組みや使い道について、パワーポイントを使って分かりやすく説明すると、子供たちは身近のいろいろなところに多くの税金が使われていることに驚きながらも、税金の大切さについて真剣に学んでくれました。



○クイズラリーで税の勉強

青年部会では、子供たちに遊びを通して税に関心を持ってもらおうと、5月26日（日）に加賀中央公園で開催された加賀子供まつり会場で「税金クイズラリー」を実施しました。

約550人の子供たちが参加して、公園内の10ヶ所に設置されたクイズに優秀賞を目指してチャレンジし、広い会場を元気に駆け巡っていました。

法人税関係

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等(※1)の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する軽減税率15%(本則19%)の適用期限が2年延長されました。

なお、この特例について、適用対象から普通法人のうち適用除外事業者(※2)に該当するものが除外されました。

法人税率の本則税率と特例による軽減税率

対象	本則税率		特例による軽減税率
	所得区分なし		
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

※1 中小企業者等とは、①資本金の額または出資の額が1億円以下の法人、②資本又は出資を有しない法人。

※2 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額が15億円を超える法人。

適用時期

令和3年3月31日までに開始する事業年度に適用期限が延長されました。

2 中小企業向け設備投資促進税制の見直し及び延長

(1) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者等が、新品の機械及び装置などを取得又は製作して指定事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除が適用できる、中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長されました。

中小企業投資促進税制の概要

区分	資本金3,000万円以下の法人 個人事業主、農業協同組合等	資本金3,000万円超 1億円以下の法人
	特別償却	取得価額×30%
税額控除	取得価額×7%	—

対象となる設備

機械装置	1台160万円以上
測定工具及び検査工具	1台120万円以上又はその事業年度で1台30万円以上かつ複数台合計120万円以上
一定のソフトウェア	一の取得価額が70万円以上又はその事業年度の複数の合計70万円以上
貨物自動車	車両総重量3.5トン以上
内航船舶	取得価額の75%が対象

消費税関係

知ってほしい! 消費税と社会保障のQ&A

Q 消費税率引上げによる増収分はどのように使われる?

A. 待機児童の解消のこと

現在の待機児童数は、約2万人。女性就業率の上昇に伴い、保育の利用率もさらに伸びることが見込まれます。

待機児童の解消に向け、保育の受け皿を整備します。

A. 幼児教育・保育の無償化のこと

令和元年10月スタート

幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料について3歳～5歳児クラスが無料になります。

住民税非課税世帯は0歳～2歳児クラスも対象となります。

A. 高等教育の無償化のこと

令和2年4月スタート

住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生を対象に大学、短大、高等専門学校(4、5年生)、専門学校での学びへの支援を拡充します。

A. 介護職員の処遇改善のこと

令和元年10月スタート

経験・技能のある介護職員の処遇改善を重点的に進めます。

A. 所得の低い高齢者の介護保険料軽減のこと

令和元年10月スタート

住民税非課税世帯を対象に65歳以上の方の介護保険料を軽減します。

A. 年金生活者支援給付金の支給のこと

令和元年10月スタート

所得が一定以下の年金受給者へ給付金を支給します。



A. 軽減税率制度のこと

令和元年10月スタート

日々の生活における負担を減らすため飲食料品(お酒・外食を除く)・新聞に係る税率を8%に据え置きます。

A. プレミアム付商品券事業のこと

令和元年10月スタート

住民税非課税者や3歳未満の子育て世帯の負担緩和と消費下支えのためプレミアム付商品券を発行・販売します。

A. 自動車の購入の支援のこと

令和元年10月スタート

自家用自動車を購入される方に、様々な支援を行います。

A. 住宅の購入等の支援のこと

消費税率10%での購入等でスタート

消費税率10%が適用される住宅の購入やリフォーム等をされる方に、様々な支援を行います。

A. キャッシュレス決済に対するポイント還元制度のこと

令和元年10月スタート

令和2年(2020年)6月までの間、対象店舗でクレジットカード・デビットカード・電子マネー・スマートフォン等を使って代金を支払うと、ポイント還元が受けられます。

A. マイナンバーカードを活用した消費活性化策のこと

令和2年度中スタート

マイナンバーカード所有者が自治体ポイントを購入した場合に、一定額を上乗せして付与します。

A. 商店街の活性化のこと

インバウンドや観光等によって地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、商店街を活性化するため、令和元年度にWi-Fi設備の整備等の取組を進めます。

A. 防災・減災、国土強靱化のこと

平成30年度から令和2年度までの3年間で防災のための重要インフラ等機能維持等の対策を集中的に実施します。

相続税・贈与税関係

特定事業用の小規模宅地等の特例の見直し

相続開始直前に節税目的で事業用宅地を購入するなど、いきすぎた節税を目的とした利用を防止するため、特定事業用の小規模宅地等の特例が見直されました。

同特例は、被相続人等の事業の用に供されていた宅地等(400㎡まで)について、相続税の課税価格を80%減額する制度です。改正後は、特定事業用宅地等の適用対象から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。

ただし、当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合は、同特例の適用対象となります。

(参考) 小規模宅地等の特例は、相続開始の直前に被相続人等の事業の用や居住の用に供されていた宅地等について、一定の要件を満たすときは、特定事業用宅地等は限度面積400㎡について80%、特定居住用宅地等は限度面積330㎡について80%、貸付事業用宅地等は限度面積200㎡について50%、それぞれ相続税の課税価格を減額する制度です。

小規模宅地等の特例の概要

	減額割合	適用対象
特定事業用宅地等	80%	400㎡まで
特定居住用宅地等	80%	330㎡まで
貸付事業用宅地等	50%	200㎡まで

適用時期

平成31年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。





令和元年度
納税表彰式
令和元年11月15日(金)
於 小松税務署

- 武田 新平氏
(法人会功績)
- 中島 俊幸氏
(法人会功績)
- 鹿田 稔夫氏
(法人会功績)
- 北田 剛志氏
(間税会功績)
- 善田 善彦氏
(間税会功績)
- 松田 昌子氏
(青色申告会功績)

表彰を受けられた方々は、法人会、間税会及び青色申告会の発展に尽力され、その活動を通じて納税道義の高揚と税知識の普及に多大な貢献をされた方々です。なお、表彰式は11月15日(金)に小松税務署において挙行されました。

小松税務署長表彰

秋の叙勲・令和元年度納税表彰

多年にわたる功績を称えて



《石川県・各市町からのお知らせ》

地方税の電子申告 エルタックス (eLTAX) のお知らせ



石川県及び県内すべての市町では、地方税の申告手続きをインターネットで行うことができます。自宅やオフィスで申告手続きができ、複数の地方公共団体へ作成した申告書を一度に送信することができますので、ぜひご利用ください。

◎利用時間：8:30～24:00(土日祝日、年末年始を除く。なお、繁忙期には休日開放される場合があります。詳しくは地方税共同機構のホームページをご確認ください。)

◎対象税目

県 税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税又は特別法人事業税
市町村税：法人市町村民税、個人住民税(給与支払報告書等)、固定資産税(償却資産)等
※平成29年1月から、国と市区町村にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票と給与支払報告書の様式を統一し、eLTAXに一元的に送信することが可能になりました。

《電子申告についてのお問い合わせ先》

地方税共同機構

ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>
TEL 0570-081459、03-5500-7010 [IP電話やPHSなどの場合]
受付時間 9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)



パソコン スマホ から 確定申告

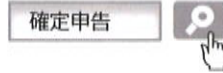
もう手書きにはもどれない・・・

STEP 1

「国税庁ホームページ」へアクセス

- 👍 税務署に行く手間がかかりません！
- 👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。



STEP 2

申告書を作成

- 👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP 3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



マイナンバーカード 取得方法

スマホによる申請
はこちらから！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は

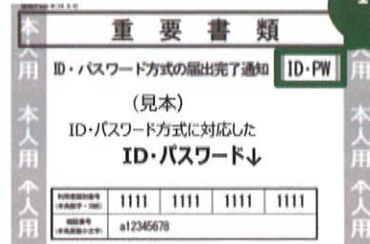


一部の端末のみ



対象端末の一覧
はこちらから！

IDとパスワードで送信



・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

👍 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス (有料) を利用して印刷できます。



法人会のご案内

税を味方に、 強い経営を。



法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体です

全法連URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



「税制改正に関する提言」を
国・地方自治体に行っています

ビジネスにも役立つ多彩な
出会いのチャンスを提供します

著名な講師による講演会や
インターネットセミナーを開催しています

会員企業だけでなく経営者や従業員も
利用できる福利厚生制度が揃っています

法人会とは…

**70年を超える歴史を有し、
約80万社が加入する団体です!**

昭和22年(1947年)に法人税はそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状況から、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。

このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。

法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

社会に貢献する法人会!

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。今後ともその歴史を継承し、国や社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一的な事業やそれぞれの地域に密着した活動を展開しています。

**経営に差がつく!
税の知識が身につく! 人脈がひろがる!**

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、セミナーや情報誌などを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。

とくに、企業の健全経営を支える税の知識については、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。

これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げることができます。

租税教育活動・税の啓発活動を
積極的に行っています

地域に密着した貢献活動で
社会のお役に立っています

企業の人材教育や経営支援のための
各種研修会を開催しています

活動への参加が会員相互の絆を深め
組織力を生み出す源となります

法人会事務局からのお願い

下記事項に変更等がございましたら、公益社団法人 小松法人会事務局まで
FAX(0761-23-3825)にてご連絡頂きますようお願い申し上げます。

変更届

公益社団法人
小松法人会 御中

令和 年 月 日

所在地
法人名
代表者名
電 話

印

	旧	新
商号変更		
住所変更	〒	〒
代表者変更	役職名 氏 名	役職名 氏 名
その他の変更	資本金・業種・電話番号・FAX番号等に変更がありましたら、ご記入願います。	

※提出いただいた個人情報、研修会等の開催通知、機関紙等の送付、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

公益社団法人 小松法人会 事務局

小松市園町ニの1 小松商工会議所内

電話(0761)24-2624 FAX(0761)23-3825

E-Mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp